

園芸用ハウス整備事業〔災害復旧区分〕について

事業の概要

台風等の自然災害により被災した園芸用ハウスの迅速な復旧と園芸産地の維持を図るため、園芸用ハウス等の復旧に対し、県と市町村が補助します。

補助の対象となる経費

被災直前まで営農活動を行っていた野菜、果樹、花卉の栽培用のハウス・設備を復旧するために必要な経費

①園芸用ハウスの再建・修繕及び附帯設備の取得・修繕

（自己利用の園芸用ハウスに使用する苗を生産するための育苗用ハウスは補助対象）

②営農を再開するため、他人が所有又は利用していたハウスの修繕を行い、利用する場合の修繕費

ただし、被災したハウスに導入していない設備、被災ハウスの解体・処分費、被覆資材等の経費は補助の対象となりません。

なお、要綱の流出防止装置付燃料タンクや防油堤の設置要件に該当する場合は、事業完了日から 3 年以内に設置する必要があります。（設置期限：事業完了日から 3 年以内）

補助の要件

多発する自然災害に対するリスク回避等を踏まえ、園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険へ加入していることを補助の要件とします。また、附帯施設を補助対象とする場合は、園芸施設共済の附帯施設に加入していることが必要です。

なお、ハウス本体、附帯施設の区分は園芸施設共済の加入区分に準じます。

補助対象事業費の限度額と補助率

事業区分	基礎限度額 (10a あたり)	補助対象事業費	補 助 率		事業実施主体
			県	市町村	
①災害復旧区分	軒高・高強度ハウス※ ¹ 1,200 万円※ ² 一般ハウス 900 万円※ ²	復旧費用※ ³ －受取共済金（ハウス本体及び附帯施設）	2 / 5 以内※ ⁴	1 / 5 以上※ ⁴	農業協同組合 経営体 市町村
②流動化復旧区分	450 万円※ ²		1 / 4 以内※ ⁴	1 / 4 以上※ ⁴	

※ 1 ①区分：軒高ハウスとは軒高が 2.5m 以上のハウス、高強度ハウスとは耐風速 35m/秒以上のハウスを指します
（基礎限度額は、復旧後のハウスの仕様に対して適用します）

※ 2 ①、②の区分：限度額の上乗せ対象となる附帯設備
・ヒートポンプ、木質バイオマスボイラー又は養夜栽培設備は、300 万円/10a、循環式殺菌処理装置は、230 万円/棟、炭酸ガス発生機を含む環境制御装置は、100 万円/棟を基礎限度額に上乗せします

※ 3 復旧費用＝（①ハウス本体＋②附帯施設＋③限度額上乗せ対象附帯施設）
①ハウス本体：基礎限度額×（被災前ハウス面積×NOSAI 損害評価割合×2（*）又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積）
ただし、（*）の値が被災前ハウス面積を超える場合は被災前ハウス面積を上限とします
②附帯施設：復旧に要する経費（見積額）
③限度額上乗せ対象附帯施設：基礎限度額×（被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積）
ただし、①＋②は「基礎限度額×（被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積）」を上限額とします

※ 4 被災農業者向け経営体育成支援事業（国事業）も活用する場合は補助率が変わります

復旧の方法

①農業協同組合が事業実施主体となり、復旧する場合

農協が、被災を受けた施設や設備の再建・修繕を行い、復旧した部分を受益者に賃借する方式となります。

②農業者の方が事業実施主体となる場合

農業者の方が自らが事業実施主体となり、被災を受けた施設や設備の再建・修繕を行います。

～ お問い合わせ先 ～ 被災された農業者の方は、まずは市町村にご相談ください
県窓口：高知県農業振興部 環境農業推進課 TEL 088-821-4543